

2019

12

NO.225

「税と暮らしを考える」広報誌

# えどがわきた

発行：一般社団法人  
江戸川北青色申告会  
〒132-0025  
江戸川区松江 2-23-13  
TEL03 (3656) 0621  
FAX03 (3656) 1104

## 年末調整の期限は2020年1月20日(月)です

給与所得者が一年間に納めるべき税額を正しく計算する重要な手続きです

### 必要書類 (2019 年分)

- ◆源泉徴収簿 (従業員 1 名につき 1 枚)
- ◆扶養控除等 (異動) 申告書
- ◆配偶者控除等申告書
- ◆保険料控除申告書
- ◆従業員の控除証明書等

平成 30 年分より配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされました。  
従業員の配偶者に収入がある場合、配偶者の収入が分かるものが必要となります。

### 給与所得に対する源泉徴収簿

毎月の給与の総支給額・給与から天引きする社会保険料や税額等をご記入ください。

### 決算サポートを予約していない方

ご予約がなくても相談は可能ですが、大変お待たせします。  
広報「えどがわきた」11月号に同封の「決算予約申込書」に必要事項を記入の上、**12月26日(木)まで**にお申し込みください。

< 紙面をご覧ください >

# 税を考える週間記念講演会

11月1日(金)、グリーンパレスにて総勢62名のご参加がありました。

第一部は江戸川北税務署長の河合様をお迎えし、始めに「江戸川北青色申告会」と江戸川北税務署」と題して講演頂きました。自発的な申告は納税者との信頼関係からという、税務署と申告会の役割を改めて確認できました。

続いて「事業承継税制」についてお話いただき、昨今の後継者問題の取組みとして、皆様興味を持たれていました。



▲何が当たるかな!

第二部は、FPオフィス東京の川崎様をお迎えし、大切な財産を家族へ継承する際、自身の判断能力が不十分になったとき、遺言ではできないことも家族信託なら対応できるなど、分かり易く解説いただきました。

第三部では抽選会が催され、講演の後のお楽しみを興じて盛大のうちに終了しました。



▲FP オフィス東京の川崎様



▲税務署長の河合様

# グラウンドゴルフ大会

## 第6回パナソニックホームズ杯

10月9日(水)、爽やかな風が吹き抜ける中で開催しました。

チームでプレーを進めるため、初めて顔を合わせた方同士でも終盤にはすっかり打ち解けている様子でした。終盤に恒例のお楽しみ抽選会も行い、今回はテーマパークのペアチケット獲得を巡り大いに盛り上がりました。次回のご参加もお待ちしております。



▲総勢 74 名が参加

# 八芳園と東京ベイエリア女性部だより

10月23日(水)、参加者41名

特に天候に恵まれたおかげで大展望からの眺めや、

ではとバスを利用して「八

船から見るビル群、陽のあ

芳園と東京ベイエリア」ツアー

たった水面や風も充分堪能

ーに行つてまいりました。

することができました。

バス内での部長の挨拶と

今回は例年以上に多くの

会長の研修をはじめとし、

方々に参加して頂き、より

築地場外市場では試食しな

一層の親睦を深めることが

がらのお買い物、八芳園では

できたようです。

昼食と散策、六本木ヒルズ

東京シテイビューでは海抜250

メートルからの大展望、お

台場での自由散策とミニク

ルーズと盛りだくさんで楽

しい時間を過ごしました。

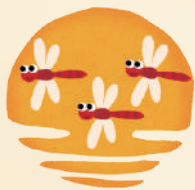


▲八芳園での一枚



▲大展望からの眺め





▼東部地域祭



▲中央・一之江ふるさとまつり



▼小松川平井ふるさとまつり



●会のPR活動のために毎回参加しています  
秋の地域まつりに参加しました

令和元年 10月  
東京国税局

令和元年 10月  
東京国税局

## 申告・納付等の期限の延長手続について

台風により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申請により申告・納付等の期限を延長することが可能です。

### 1 概要

災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが可能ですので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

### 2 申請方法

期限の延長の申請は、来署して申請していただく以外にも、郵送又はe-Taxにより申請していただくことができます。

※ 災害により被害を受けられた方から申請があった場合は、基本的に期限の延長が認められます。

詳細については裏面をご確認ください。

## 災害を受けた場合の税務手続等

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

### 1 申告などの期限の延長について

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、税務署にご相談ください。

### 2 納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

### 3 所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらから有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

### 4 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（又は適用を受けることがなくなった場合）には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（又は適用をやめること）ができます。

（注）災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。

「生きる」を創る。

Aflac  
アフラック

会員・準会員・専従者さまですと・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

（一社）江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

## 【事務局カレンダー】

12月 5日	12月 28日	12月 27日	12月 10日	12月 4日
-----------	------------	------------	------------	-----------

冬季休業のため休館  
大掃除のため休館  
司法書士無料相談会  
税理士無料相談会  
臨時総会

1月 20日	1月 16日	1月 14日	1月 13日	1月 8日
-----------	-----------	-----------	-----------	----------

新年賀詞交歓会  
(平井小松川地区)  
早期申告キャンペーン  
司法書士無料相談会  
東部ブロック新年会  
税理士無料相談会



# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

12月は、23区内の固定資産税・都市計画税第3期分の納期です。6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口等で、12月27日(金)までにお納めください。

### 令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

#### 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

(1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします(営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。)

##### 【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「**自家用乗用車**」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

##### 【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

自家用	
登録車	軽自動車
非課税	非課税
1%	1%
2%	1%

#### 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

(1) 現行の自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は現行と同様です。  
(2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

##### 【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	<b>25,000円</b>
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	<b>30,500円</b>
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	<b>36,000円</b>
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	<b>43,500円</b>
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	<b>50,000円</b>
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	<b>57,000円</b>
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	<b>65,500円</b>
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	<b>75,500円</b>
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	<b>87,000円</b>
6,000cc超	111,000円	<b>110,000円</b>



【お問い合わせ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066 (平日9時~17時)



## きみの未来をサポート

昭和第一高等学校  
【同窓会江戸川支部(昭窓会)】

〒113-0033  
東京都文京区本郷1-2-15  
TEL:03-3811-0636  
FAX:03-3814-7985  
【募集人員】  
[普通科] 特進コース 男女: 40名  
[普通科] 進学コース 男女: 240名

## 無料相談会のお知らせ

※お電話でご予約ください! TEL 03-3656-0621

税理士無料相談会

12月 4日 (水)

1月 8日 (水)

※相談時間は1時間毎となります。

司法書士無料相談会

12月 10日 (火)

1月 14日 (火)

※相談時間は30分毎となります。